

令和8年3月3日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の 公布について(通知)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から日本医師会を通じて本会へ協力依頼がなされました。がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が別添のとおり令和8年2月19日に公布され、令和9年1月1日(第4条の改正規定については公布の日)に施行することとされました。改正内容は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

<改正内容>

(1) がん登録等の推進に関する法律施行規則の改正

- ・ 届出対象情報について、がん登録等の推進に関する法律(以下「がん登録法」という。)第6条第1項第9号の厚生労働省令で定める事項として、がんにかんが罹患した者の医療保険被保険者番号等を追加する。
- ・ 登録情報について、がん登録法第5条第1項第10号の厚生労働省令で定める事項として、がんにかんが罹患した者の医療保険被保険者番号等及びID5を追加する。

(2) 生活保護法施行規則の改正

- ・ (1)の改正に伴い、第22条の5第2項について、所要の改正を行う。

(3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の改正

- ・ (1)の改正に伴い、第8条第1項について、所要の改正を行う。

(4) その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

●参考(日本医師会ホームページ)

日本医師会メンバーズルームから文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2_1877.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字(半角)

<担当> 大阪府医師会 地域医療課(伊藤)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875